

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1838 2006/10/22 (事故発生地) 和歌山県	スプレー缶（自転車空気入れ用） 約1回	自転車用空気ポンペで自転車に空気を注入したところ、1時間半後に前輪のタイヤチューブが破裂し、その後後輪も破裂した。	ボンベ式の自転車用空気入れを、径の小さいタイヤのチューブバルブに接続し、ガスを注入した際に、ガスを入れすぎたためチューブを破損したものと推定される。 なお、当該品には「タイヤの張り具合を見ながらガスを入れる」旨の表示がされている。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/11/06)
2009-0116 2009/03/28 (事故発生地) 宮城県	スプレー缶（自動車タイヤ用雪道滑り止め剤） S3MS (株)サンユー 未使用	倉庫に保管していたスプレー缶が破裂し、倉庫の支柱が曲がり、倉庫内を汚損した。	当該製品に内容物として含有されている1, 1, 1-トリクロロエタンが、長期保管の間（約20年）に分解し、発生した塩化水素によってスプレー缶が腐食して内圧に耐えられなくなり、破裂したものと推定される。	1998（平成10）年11月14日付けの新聞に社告を掲載するとともに、各販売店において消費者への注意喚起と製品回収のポスターを店頭告知し、製品の回収を行った。当該事故は、社告回収洩れの事故であり、当該製品の市場残存率は低いとみられることから、今後の事故発生状況を注視することとし、追加の措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2009/04/09)
2009-1194 2009/06/26 (事故発生地) 山形県	スプレー缶（自動車タイヤ用雪道滑り止め剤） S3MS (株)サンユー 不明	車庫に保管していたスプレー缶が突然破裂し、内容物が飛散して自動車等を汚損した。	当該製品に内容物として含有されている1, 1, 1-トリクロロエタンが、長期保管の間（約20年）に分解し、発生した塩化水素によってスプレー缶が腐食して内圧に耐えられなくなり、破裂したものと推定される。	1998（平成10）年11月14日付けの新聞に社告を掲載するとともに、各販売店において消費者への注意喚起と製品回収のポスターを店頭告知し、製品の回収を行った。当該事故は、社告回収洩れの事故であり、当該製品の市場残存率は低いとみられることから、今後の事故発生状況を注視することとし、追加の措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2009/07/28)
2008-3986 2008/12/10 (事故発生地) 静岡県	スプレー缶（自動車用補修塗料） 不明	玄関の傘立てに入れてあったスプレー缶が破裂して天井の一部が破損し、ドアなどが塗料で汚れた。	事故品は、外面から腐食している底ぶたの接合部で破裂していたことから、傘の雨滴がたまる傘立ての中にスプレー缶を置いていたため缶の底が腐食して内圧に耐えられなくなり、破裂したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	市町村 (受付:2008/12/18)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2888 2006/12/31 (事故発生地) 大阪府	タイヤチューブ（自転車用） 約14日	自転車の後輪タイヤ、チューブ、バルブなどを量販店で購入し、タイヤを交換したところ、2週間程して突然室内でタイヤが破裂した。 (製品破損)	タイヤチューブの破裂した箇所がバルブに近く、裂け方もチューブの円周に沿っていたため、タイヤ交換時にチューブをリムに噛み込ませた可能性が考えられるものの、被害者はタイヤ交換に慣れており、慎重に作業を行ったということから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/01/19)	消費者センター
2009-1559 2009/09/05 (事故発生地) 群馬県	自転車 約3回	自転車で走行中、突然左ペダルが外れて転倒し、腕に擦過傷を負うなどし、腕時計も傷ついた。 (軽傷)	クランクの固定及びボトムブラケット（クランプ抜け止めボルト）の固定が不十分であったため、走行中にペダルが外れたものと推定される。 (D1)	販売店の知識向上及び電話での対応を整備した。 (受付:2009/09/08)	消費者センター
2009-1009 2009/05/00 (事故発生地) 埼玉県	自転車 約2年2か月	自転車で走行中、大きな音がして後輪のスポーク3本が外れたために走行が不安定となり、足で止めようとして足首の腱を痛めた。 (軽傷)	スポークが外れた際の音で驚いてハンドルがふらついていたものと思われるが、事故品は既に修理済みであり、スポークが外れた原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2009/07/10)	消費者センター
2005-2264 2005/10/09 (事故発生地) 兵庫県	自転車 約10か月	登坂中、自転車のハンドルが曲がって折れたので、ハンドルを交換後、走行中に後輪のスポークが折れた。購入店で調べてもらったところ、サドル下のバネが折れ、ペダル取り付け部分内部のベアリングも壊れていた。 (製品破損)	スポークが破損していることから、異物の挟み込みによる転倒から各部に衝撃が加わり破損した可能性があるが、部品のみが入手できた状態でフレームを含めた自転車全体の確認ができず、原因の特定は出来なかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/01/25)	消費者センター

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4362 2008/12/21 (事故発生地) 千葉県	自転車 約11か月	自転車で走行中、チェーンが切れて転倒し、腰を打撲し足首を捻挫した。 (軽傷)	チェーンケース及びチェーンケース取付金具にチェーンが触れる状態で使用し続けたため、チェーンの接合ピンのカシメ部分が摩耗し、ピンが抜けて事故に至ったものと推定されるが、チェーンケース及びチェーンケース取付金具が変形した際の状況が不明のため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2009/01/15)	消費者
2008-4339 2008/11/00 (事故発生地) 静岡県	自転車 DSW-73L8N 宮田工業(株) 約7か月	自転車で走行中、フレームが折れたために転倒し、足と手に擦り傷と打撲を負った。 (軽傷)	フレームのヘッド部には上下2本のパイプが接合されているが、下パイプの接合部にろう付け不良があったため、ろう付けが外れて下パイプを接合しているヘッド部ラグに応力が集中し、ラグの上端部に亀裂が生じたものと推定される。 (A2)	下パイプの接合部が外れると走行が安定しなくなるなどの予兆が発生すること、また、上パイプが同時に折損する危険性は少ないと考えられることから、既製品については、今後の事故発生状況を注視することとした。 なお、フレーム加工工程の品質管理を強化することとした。 (受付:2009/01/15)	消費者センター
2008-2501 2008/07/01 (事故発生地) 千葉県	自転車 POWERLITE DITCH1.0 P4890JP コストコホールセールジャパン(株) 約6か月	走行中の自転車のフレームの立パイプが突然折れたために転倒し、擦過傷を負った。 (軽傷)	フレームを構成する立パイプと下パイプはブラケットを介して接続されているが、立パイプに溶接されたブラケットの下側溶接止端部で立パイプが破断しており、溶接止端部にはアンダーカット等が見られたことから、溶接止端部の溶接欠陥が応力集中部となって亀裂が発生し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	2008(平成20)年8月23日から店頭掲示及び該当顧客へDMを郵送し、回収している。 (受付:2008/09/09)	輸入事業者
2008-2770 2008/08/15 (事故発生地) 千葉県	自転車 POWERLITE DITCH1.0 P4890JP コストコホールセールジャパン(株) 約7か月	走行中の自転車のフレームの立パイプが突然折れたために転倒した。 (製品破損)	フレームを構成する立パイプと下パイプはブラケットを介して接続されているが、立パイプに溶接されたブラケットの下側溶接止端部で立パイプが破断しており、溶接止端部にはオーバーラップ等が見られたことから、溶接止端部の溶接欠陥が応力集中部となって亀裂が発生し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	2008(平成20)年8月23日から店頭掲示及び該当顧客へDMを郵送し、回収している。 (受付:2008/09/24)	輸入事業者

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-1214 2008/06/08 (事故発生地) 神奈川県	自転車 VES-D (LOUIS GARNEAU) (有) アキコーポレーシ ョ ン 約2年3か月	自転車で走行中、フレーム後部のス ィングアーム部分が折損し、転倒した 。 (製品破損)	フレーム後部のスィングアーム部分に溶接不良があ ったため、使用中の繰り返し荷重で亀裂が入り、折損 に至ったものと推定される。	顧客が把握できているため、販売店を通じて点 検を実施する。 なお、当該品は既に販売を終了している。	輸入事業者 (受付:2008/06/23)
2009-0331 2009/04/20 (事故発生地) 愛知県	自転車 アピオス NAP42 ブリヂストンサイクル(株) 約2年6か月	自転車で平坦路を走行中、突然フロ ントキャリアが外れたため前輪がロッ ク状態になり、転倒してけがを負った 。 (軽傷)	フロントキャリアの取付プレートに加工不良があっ たため、疲労破壊により取付プレートが折損してフロ ントキャリアが前方に倒れ、前輪に接触してロック状 態になったものと推定される。	他に同種事故発生の情報はないため、措置はと らなかった。	消費者センター (受付:2009/04/28)
2008-1679 2008/07/15 (事故発生地) 愛媛県	自転車 CRBH-7007L 武田産業(株) 約2か月15日	自転車で走行中、ペダルの回転に異 常があるのに気づき、確認したところ ペダルの樹脂ボディ部分に亀裂があっ た。 (製品破損)	ペダル(FP806)の樹脂内部に複数の異物が見 られたこと及び製造初期のロットが破損していること から、ペダルの製造開始時に廃棄されるべき強度の低 い樹脂不良品が誤って組み付けられたため、使用に伴 う荷重によりペダル軸を支える軸受け(外わん)を保 持する樹脂部に亀裂が生じたものと推定される。	店頭及び新聞折り込み広告に、自主点検及びペ ダル交換の告知を行った。 なお、在庫品は異なる型番のペダルに交換した 。	輸入事業者 (受付:2008/08/01)
2008-1681 2008/07/21 (事故発生地) 北海道	自転車 CRBH-7007L 武田産業(株) 約1か月	自転車で走行中、右側ペダルの樹脂 ボディ部分が割れて、ペダルが脱落し た。 (製品破損)	ペダル(FP806)の製造初期のロットが破損し ていることから、製造開始時に廃棄されるべき強度の 低い樹脂不良品が誤って組み付けられたため、使用に 伴う荷重によりペダル軸を支える軸受け(外わん)を 保持する樹脂部に亀裂が生じて破損に至ったものと推 定される。	店頭及び新聞折り込み広告に、自主点検及びペ ダル交換の告知を行った。 なお、在庫品は異なる型番のペダルに交換した 。	輸入事業者 (受付:2008/08/01)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-1682 2008/07/25 (事故発生地) 愛媛県	自転車 CRBH-7007L 武田産業(株) 約5日	自転車で走行中、両方のペダルの樹脂ボディ部分が割れて、ペダルが破損した。 (製品破損)	ペダル(FP806)の製造初期のロットが破損していることから、製造開始時に廃棄されるべき強度の低い樹脂不良品が誤って組み付けられたため、使用に伴う荷重によりペダル軸を支える軸受け(外わん)を保持する樹脂部に亀裂が生じて破損に至ったものと推定される。 (A3)	店頭及び新聞折り込み広告に、自主点検及びペダル交換の告知を行った。 なお、在庫品は異なる型番のペダルに交換した。	輸入事業者 (受付:2008/08/01)
2008-1683 2008/07/26 (事故発生地) 北海道	自転車 CRBH-7007L 武田産業(株) 約1か月	自転車で走行中、右側のペダルの樹脂ボディ部分が割れて、ペダルが脱落した。 (製品破損)	ペダル(FP806)の製造初期のロットが破損していることから、製造開始時に廃棄されるべき強度の低い樹脂不良品が誤って組み付けられたため、使用に伴う荷重によりペダル軸を支える軸受け(外わん)を保持する樹脂部に亀裂が生じて破損に至ったものと推定される。 (A3)	店頭及び新聞折り込み広告に、自主点検及びペダル交換の告知を行った。 なお、在庫品は異なる型番のペダルに交換した。	輸入事業者 (受付:2008/08/01)
2008-1684 2008/07/28 (事故発生地) 北海道	自転車 CRBH-7007L 武田産業(株) 約1か月	自転車で走行中、右側のペダルの樹脂ボディ部分が割れて、ペダルが脱落した。 (製品破損)	ペダル(FP806)の製造初期のロットが破損していることから、製造開始時に廃棄されるべき強度の低い樹脂不良品が誤って組み付けられたため、使用に伴う荷重によりペダル軸を支える軸受け(外わん)を保持する樹脂部に亀裂が生じて破損に至ったものと推定される。 (A3)	店頭及び新聞折り込み広告に、自主点検及びペダル交換の告知を行った。 なお、在庫品は異なる型番のペダルに交換した。	輸入事業者 (受付:2008/08/01)
2009-0631 2009/05/21 (事故発生地) 大阪府	自転車 サザンポート KT23-9129 コーナン商事(株) 約1か月	走行中の自転車のハンドルが急に重くなって転倒しそうになり、腰と頸部を捻挫した。 (軽傷)	ヘッドパイプの上下に組み込まれているベアリング部にグリスが充填されていなかった等の原因により、鋼球の回転不良が生じて鋼球の保持器が破損し、ハンドルが急に重くなったものと推定される。 (A3)	2009(平成21)年5月26日付けで店頭及びホームページに社告を掲載し、回収を行うとともに、購入者に連絡を取っている。	輸入事業者 (受付:2009/05/29)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-1467 2005/07/04 (事故発生地) 大阪府	自転車 約10か月	自転車で下り坂を走行中、ブレーキが効かなくなり、転倒して電柱にぶつかり前歯が折れた。 (軽傷)	過去の転倒等によって後ブレーキレバー部のアウトアが屈曲しブラケットへのアウトガイドの突き当たりが緩んでいたために、坂道でブレーキ操作を繰り返していたところ、ハンドルの前で前後のブレーキワイヤが交差している部分が前かこの荷物によって押し下げられていたためにアウトガイドがブラケットから外れたものと推定されるが、アウトア、アウトガイド、アウトアキャップの変形の原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2005/11/29)
2008-1143 2008/06/09 (事故発生地) 大阪府	自転車 約1年2か月	一般道を走行中にマウンテンバイクの左側チェーンステーが破断した。以前にも同じ箇所が破断し、パーツ交換したことがあった。 (製品破損)	軽量化及び分解の容易さを目的に製造されているマウンテンバイクに、強度上の問題から通常取り付けしていないスタンドを被害者が後輪ハブクイックリリース部に取り付けたため、スタンド使用時の衝撃等によりフレームに亀裂を生じ、自転車走行時の振動等の繰り返し応力のため、疲労破壊が進行した後、段差を越える衝撃によって突然破断したことが考えられるが、使用状況等が不明のため、事故原因の特定はできなかった。 (G1)	当該品は販売終了しており、既売品についてはユーザーに注意喚起することとした。	消費者センター (受付:2008/06/19)
2007-3548 2007/09/06 (事故発生地) 埼玉県	自転車 約5か月	通学に使用していた自転車のハンドルのグリップが取れ、ハンドルの端に手首をぶつけて切った。 (軽傷)	事故前日に自転車が雨にさらされていたことから、ハンドルグリップとハンドルバーとの隙間に徐々に水分が浸入・拡散しハンドルグリップの固定力が低下してグリップが抜けたものと推定されるが、当該品はJISのにぎり離脱力試験に適合しており、異常は認められなかったことから原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、取扱説明書には、乗る前の重要点検ポイントとして、にぎりの固定が十分であるか点検するよう記載されている。	消費者 (受付:2007/09/25)
2009-0653 2009/05/18 (事故発生地) 三重県	自転車 約1年1か月	自転車で走行中、突然ハンドルがロックしたため転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	事故品に異常はなく、ハンドル部分に異物の噛み込み等の跡もないことから、ハンドルがロックした原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2009/06/02)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-0436 2009/04/03 (事故発生地) 千葉県	自転車 26型軽快車 カラフルパ イオブルー S6I59898 サイモト自転車(株) 約2年4か月	自転車から降りようとしたところ、 左ハンドルが折れた。 (製品破損)	事故品のハンドル(SUS301)の表面・破面等 を観察・分析した結果、破面には粒界破壊が観察され 、また腐食生成物が検出されたことから応力腐食割れ を起こし分離したものと推定されたが、ハンドルのバ ルジ加工、ローレット加工等による傷の発生や使用環 境等も折損原因に影響していると考えられ、これらが 複合的に関係し破壊したものと推定され、原因の特定 はできなかった。 (G3)	ハンドルバーの使用材料を耐食性の高いSUS 304に変更し、仕入れ段階で分析装置による検 査及び強度試験を実施することとした。	消費者センター (受付:2009/05/12)
2008-4172 2008/12/20 (事故発生地) 埼玉県	自転車 約4年6か月	自転車で走行中、突然ハンドルが左 にとられたために戻そうとして転倒し 、左手首の骨にひびが入った。 (軽傷)	事故品のハンドル錠は何らかの原因でハンドルに過 大な力が加わったためギヤ薄肉部が安全設計により割 れており、割れたハンドル錠を同等品に取り付けて再 現試験を実施したが再現できなかった。また、事故品 の自転車は被害者が使用しており、事故品を用いての 再現試験は実施できず原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製造事業者 (受付:2009/01/06)
2006-2155 2006/11/13 (事故発生地) 東京都	自転車 不明	車道を自転車で走行中、クランクが 動かなくなってチェーンが外れ、走行 不能になり、そのまま転倒して、膝に 打撲を負った。 (軽傷)	事故品の確保及び事故の情報が得られず、調査はで きなかった。	調査不能であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/11/30)
2009-0560 2009/05/02 (事故発生地) 富山県	自転車 NERO B-NRB733 パナソニック サイクルテ ック(株) 約2年6か月	自転車で走行中、前かごステーが突 然破損してバランスを崩した。 (製品破損)	事故品の前かごステー(アルミニウム製)は、ハブ 軸固定用に平面プレス加工された部位から丸棒形状へ と断面が変化する箇所でも折損しており、金属 疲労により折損したと考えられるが、前かご取付け金 具を固定するナットが緩み前かごの横揺れが大きくな ったことも、早期に疲労破壊を招いた可能性があり、 原因を特定できなかった。 なお、折損したステーが前輪に巻き込まれる等の二 次的な事象の発生は認められなかった。	人的被害に至る可能性が低いと考えられること から、今後の事故発生状況を注視することとし、 措置はとらなかった。	消費者 (受付:2009/05/25)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1547 2009/09/03 (事故発生地) 埼玉県	自転車 約4年	自転車で走行中、突然前輪が動かなくなり、転倒して打撲を負った。 (軽傷)	事故品の前ホーク右側に取り付けられていた傘ホルダーがなくなっており、ホルダーがずれ落ちたと推定される痕跡が前ホーク、前ハブ右側、スポーク等に認められることから、ホルダーが前輪右側に巻き込まれ、ステアを押し上げる等により前輪がロックされ事故に至ったものと推定される。 なお、傘ホルダーの取り付け方法等の詳細が不明であるため、緩んだ原因等は特定できなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2009/09/07)
2008-2123 2008/08/24 (事故発生地) 東京都	自転車 約2年9か月	走行中の自転車のペダルシャフト（クランク）部分が、突然車体から外れて落ちた。 (製品破損)	事故品は、固定ボルトが外れたため、クランクがクランク軸から脱落しており、走行中の振動等により固定ボルトが緩んだものと推定される。固定ボルトの締め付けは製造時にエア工具でトルク管理下の元で行われており、販売時においても緩みの有無等が確認されることから、取扱説明書に必要性が記載されている専門店でのメンテナンスが購入以降約3年間されていたため、固定ボルトが緩んだものと考えられる。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2008/08/26)
2009-0734 2009/06/08 (事故発生地) 神奈川県	自転車 約10か月	走行中の自転車のフレームが突然折れた。 (製品破損)	事故品はフレームの下パイプがヘッドパイプとの溶接部付近で破断しており、走行中何らかの過大な力が加わり、下パイプの溶接止端部に亀裂が発生し疲労破壊により破損したものと推定されるが、過大な力が加えられた原因は特定できなかった。 なお、溶接部に異常がないことから、溶接施工については問題なかったものと考えられ、使用材料のリン成分が多かったものの、直接の原因であるかは特定できなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、フレームの外径を28.6mmから31.8mmに変更した。	消費者センター (受付:2009/06/10)
2006-1431 2006/08/26 (事故発生地) 京都府	自転車 約1年4か月	男児が自転車で走行中、サドルの後ろに取り付けてある鍵の片側が外れて後輪にロックがかかり、バランスを崩して転倒、膝に擦り傷を負った。 (軽傷)	自転車でサークル錠を固定している2本のネジのうち1本が外れ、もう1本が緩んでいたため、走行中にサークル錠が動き後輪をロックしたものと推定されるが、サークル錠がロックした傷等がないことから、後輪がロックした原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/09/26)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1487 2006/08/28 (事故発生地) 千葉県	自転車 約5か月	通学の途中、突然自転車の左クランクが折れ、男性がバランスを崩して転倒し、左脚を打撲、足首を剥離骨折した。 (重傷)	自転車のクランクに微細な亀裂が生じ、使用中に亀裂が進行し破断したものと推定されるが、亀裂が生じた状況などが不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/10/02)
2008-1365 2008/03/00 (事故発生地) 神奈川県	自転車 約1年9か月	自転車で走行中ギアを変えた時に、「バキッ」という音とともにタイヤがぐらつき、後輪のハブ軸が折れた。 (製品破損)	自転車後輪のハブ軸の玉押し付近のナット等が緩んだことにより玉押し部に応力が集中し、上下方向の外力が継続的に加わり、ハブ軸が疲労破壊を起こしたものと推定されるが、ナット等が緩んだ原因の特定には至らなかった。 (G1)	事故原因が不明であるが、より耐久性の高いハブ軸に変更した。また、整備点検の実施について販売店に教育を行った。	消費者センター (受付:2008/07/03)
2008-3137 2008/10/02 (事故発生地) 神奈川県	自転車 約3か月	自転車で走行中、チェーンが外れてギアに挟まり転倒、腰・左手首・左ひざに打撲を負い、変速機が破損した。 (軽傷)	出荷当初の変速機の調整不良により、チェーンが外れたものと推定されるが、事故品は既にチェーンの張り及び変速機等を修理しており、原因を特定できなかった。 (G1)	輸入業者は既に廃業しているため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/10/20)
2008-3064 2008/10/12 (事故発生地) 不明	自転車 TR-1 (有)アキコーポレーション 約4か月	走行中の自転車の右側ペダルの軸が破断した。 (製品破損)	製造工程でペダル軸の強度が不十分である製品が混入したため、使用中に破断したものと推定される。 (A3)	2008(平成20)年12月26日付けのホームページに社告を掲載し、販売店にチラシを配布し、無償で部品交換を行っている。	輸入事業者 (受付:2008/10/15)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2705 2007/05/00 (事故発生地) 兵庫県	自転車 約1か月	自転車で走行中、左側ペダルの足を載せるプラスチック部分が脱落した。 (製品破損)	製造事業者が既に倒産しているため、事故品を入手できず調査できなかった。 (G2)	製造事業者が既に倒産しているため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2007/08/03)
2008-3589 2008/11/05 (事故発生地) 東京都	自転車 約7年	走行中の自転車のチェーンが突然外れたため、体のバランスを失って転倒し、顔に裂傷を負った。 (軽傷)	長期間(約7年)の使用における、衝撃を含む外力の繰り返しによる部品(変速機のブラケット)の変形、変速機の傾き及び定期点検等のメンテナンス不足が重なりチェーンが外れたものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/11/25)
2008-5145 2008/11/10 (事故発生地) 福岡県	自転車 約8年11か月	自転車で走行中、転倒した。後輪を固定していたクイックリリースが外れ、タイヤがずれて食い込んだ状態になっていた。 (製品破損)	締め付けが不十分であったため、クイックリリースに緩みが発生し、車軸のずれが生じてホイールのがたつきや脱落により走行不能となり転倒したと推定される。締め付けが不十分であった原因は、販売時に締め付けトルクが不足していたか、クイックリリースレバーの取付位置が誤っていたことが考えられるが、事故品の後輪のクイックリリースレバーが事故後に再組立されていたため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2009/03/05)
2009-0077 2009/03/01 (事故発生地) 東京都	自転車 約1か月	自転車で走行中、突然ハンドルがロックされて転倒し、足と顔に打撲を負った。 (軽傷)	当該自転車は、後輪サークル錠を施錠すると、ハンドル錠に連結された連動ワイヤーが作動し同時にハンドルをロックする機構となっているが、連動ワイヤーが調整不良状態であったため、乗車中にハンドルがロックしたものと推定されるが、調整不良がどの時点で発生したか不明のため、原因の特定はできなかった。 (G1)	品質管理の強化(再教育徹底、ヘッドロック内面へのキー突き出しの有無を触感にて全数確認追加、ヘッドロック内径を栓ゲージ挿入による全数検査を実施予定)を行う。	消費者 (受付:2009/04/07)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-2876 2008/07/00 (事故発生地) 北海道	自転車（マウンテンバイク） 約4年2か月	走行中の自転車の後輪ハブ軸が折損した。 (製品破損)	後輪ハブ軸の右玉押し端部に発生した微細なクラックが使用中の衝撃や荷重等により徐々に進展し、ハブ軸が破断したものと推定されるがクラックが発生した原因については特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者 (受付:2008/10/01)
2008-1861 2008/07/24 (事故発生地) 愛知県	自転車（マウンテンバイク類型車） 約5年6か月	自転車で走行中、メインパイプが折れた。 (製品破損)	メインパイプのねじ穴部分から亀裂が発生してフレームが折損しており、後輪リムが交換されていることから、過去に後輪リムが変形するほどの衝撃が加わったためにフレームに亀裂が生じた可能性があるが、使用状況が不明なため原因は特定できなかった。 (G1)	製造業者等は倒産しており、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/08/06)
2006-1955 2006/11/09 (事故発生地) 神奈川県	自転車（荷台） 約6か月	路上を自転車で走行中、突然荷台がネジごと外れ、子供が子供用の補助いすごと落ち、脳しんとうと打撲を負った。 (軽傷)	リアキャリアに変形等の異常は認められず、固定ボルトが確実に締め付けられていれば容易に緩むものではないと思われる。リアキャリアが中古販売店で取り付けられたものか、仕入れ時から取り付けられていたものか不明であり、当初の取り付け状態が確認できないため、原因の特定はできなかった。 (G1)	固定ボルトが緩んだ原因が特定できないため、既販品については特に措置は取らないが、今後販売する製品については、ボルトを長くするとともに、ナイロンナットでの固定に変更し、ボルトが緩まない構造に改善する。	国の行政機関 (受付:2006/11/15)
2009-1709 2009/09/05 (事故発生地) 千葉県	自転車（子供乗せ付き） デリシア デュオ ホダカ（株） 約13日	自転車で走行中に転倒し、頭部、右肩などに打撲を負った。 (軽傷)	ハンドルポストを締め付け、固定している引き上げ棒の締め付けトルクが弱かったため走行中に緩み、ハンドルが効かず転倒したものと推定される。 (A2)	他に同種事故発生の情報はなく、単品不良とみられる事故であるため、既販品については措置はとらなかった。 なお、出荷前段階での点検強化及び販売店への指導強化を行うこととした。	輸入事業者 (受付:2009/09/24)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4582 2009/01/22 (事故発生地) 東京都	自転車（子乗せ用） 約2年11か月	自転車のリヤキャリアに専用チャイルドシートを取り付けて使用していたところ、リヤキャリアとステー取り付け渡し棒の溶接が4か所とも外れた。 (製品破損)	チャイルドシートがリヤキャリアの後ろ寄りに取り付けられていたため、走行中に受ける振動や衝撃がリヤキャリアとステー取り付け渡し棒の溶接部に集中し、溶接部が疲労破壊したものと推定される。 なお、取扱説明書には「チャイルドシートはサドル寄りに取り付けること。後ろ寄りに取り付けると無理な力が加わり破損の恐れがある。」旨の注意表示が記載されている。 (E1)	使用者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2009/01/27)
2008-3869 2008/00/00 (事故発生地) 三重県	自転車（折り畳み式） 不明 不明 不明	自転車のサドルから突起物が出てきた。 (製品破損)	サドルに使用されているネジが長かったため、座ったときにクッションが潰れ、ネジ先端が突き出たものと推定される。 (A1)	製造事業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/12/11)
2009-0541 2009/05/20 (事故発生地) 東京都	自転車（折り畳み式） 約3年5か月	自転車で走行中、サドル部分が突然外れ、転倒してすり傷を負った。 (軽傷)	サドルを固定するネジが緩んだ状態で乗り続けたことにより、サドルがズレ動いて固定ネジに繰り返し偏荷重が加わり疲労破断し、サドル部分が外れ、転倒したものと推定される。 (E2)	販売店に対し、販売する際に「点検の結果、正常である旨の説明を必ず実施すること」、「安全にお使いいただくために初回点検・定期点検を実施する必要がある旨を説明すること」、「自転車安全点検指導書で点検チェック実施励行すること」の教育指導を継続して取り組んでいくこととする。	消費者センター (受付:2009/05/20)
2008-1489 2008/07/10 (事故発生地) 東京都	自転車（折り畳み式） BD-1 ミズタニ自転車（株） 約5年	折り畳み自転車で走行中、異音が生じてハンドルとハンドル支柱の接合部が外れ、前のめりになった。 (製品破損)	ハンドルステムが1本のクランプボルトで締め付け・固定される構造であり、ボルトを締め付ける力や、使用時にハンドルに加わる負荷に対して強度不足であったため、ボルト部周辺に亀裂が生じ、ハンドルステムが破損したものと推定される。 (A1)	2000（平成12）年8月に販売店に通知し、ハンドルステムの無償交換を実施している。また、1999（平成11）年10月以降の製品については、ハンドルステムの固定ボルトを1本止めから2本止めに変更した。	消費者センター (受付:2008/07/15)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-1177 2009/07/09 (事故発生地) 広島県	自転車（折り畳み式） 約1年2か月	自転車で走行中、突然ハンドルポストの折り畳み部分分離したため転倒し、打撲と擦過傷を負った。 (軽傷)	ハンドルポスト折り畳み部分のヒンジピン及び締め付けネジが欠落しており、何らかの原因によりヒンジピンが抜け、ハンドルポストが分離したものと考えられるが、同等品を用いた振動による締め付けネジの脱落試験で問題がなかったことから、原因の特定は出来なかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者 (受付:2009/07/27)
2009-1270 2009/08/02 (事故発生地) 栃木県	自転車（折り畳み式） 約2日	自転車で下り坂を走行中、ハンドルがガタつき、転倒して擦り傷を負った。 (軽傷)	事故品の車体各部に運転上の異常はなく、下り坂の試乗走行でもハンドルのガタツキは認められなかったことから、当該事故の原因はハンドル操作を誤って、バランスを崩したことによる転倒事故と推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2009/08/06)
2006-0387 2005/12/30 (事故発生地) 東京都	自転車（折り畳み式） 約1か月	走行中、自転車のチェーンが外れてフレームとギアの間に絡まって、車輪がロックされた状態になり転倒、男性が足にけがを負った。 (軽傷)	事故品の変速機の調整ナットが適正でなかったため、チェーンが外れやすい状態であったため、走行中の振動や変速操作時にチェーン外れを起こしたものと推定されるが、変速機の調整が販売当初からのものが販売後に変更されたものか不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/05/11)
2007-6066 2008/01/21 (事故発生地) 埼玉県	自転車（折り畳み式） VH-206 東邦レマック（株） 約1年11か月	折りたたみ自転車で走行中、チェーンが緩く感じたので確認したところ、フレーム折りたたみ部の溶接部分が折れていた。 (製品破損)	折損した溶接部分に溶込み不良が確認されたことから、溶接不良により強度が十分に保たれず、使用中に溶接部が破断したものと推定される。 (A2)	他に同種事故発生の情報がなく、単品不良とみられる事故であるため、既販品については措置はとらなかった。 なお、溶接ライン上でのQC工程表を見直し、溶接工員の熟練度の違いによって溶接箇所的人员配置を決め、特に強度を求められる箇所には熟練工を配置するとともに、生産実施前のフレームの目視検査の100%実施及び定期的なフレーム振動検査を社内にて実施した。	消費者センター (受付:2008/02/08)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-2221 2008/08/20 (事故発生地) 東京都	自転車（折り畳み式） FD206TRA (株) アルティスタ 約7日	自転車で走行中、本体と後輪を接続する結合部分が外れて倒れそうになり、電柱につかまった際に打撲を負った。 (軽傷)	前側フレームと後側フレームを連結しているボルトとナットが外れていたが、使用期間が短い（7日）ことを考慮すると、組立時にボルトが適切に締め付けられていなかったことによって連結部が外れたものと推定される。 (A2)	他に同種事故発生情報がなく、単品不良とみられる事故であることから、措置はとらなかった。 なお、在庫品については、当該連結部のボルトの増し締めを行った。	消費者センター (受付:2008/08/29)
2008-1356 2006/01/08 (事故発生地) 茨城県	自転車（電動アシスト車） PZ26 X211 ヤマハ発動機（株） 約2年6か月	走行中の電動アシスト車の左側のクランク軸が折れ、バランスを崩して転倒したため擦過傷を負った。 (軽傷)	クランクは設計通りに製造されていたが、破断面に疲労破面が確認されたこと及び再現試験の結果、段差の通過時などで想定以上の応力が生じることが確認されたことから、疲労強度が低かったためクランク軸が折損したものと推定される。 (A1)	2008（平成20）年7月8日付新聞及びホームページに社告を掲載し、ドライブユニット（クランクと一体）の無償交換を行っている。 なお、2004（平成16）年8月生産分から強度を高めたクランクに変更した。	製造事業者 (受付:2008/07/03)
2008-4462 2008/12/24 (事故発生地) 愛知県	自転車（電動アシスト車） PAS PJ26 X101 ヤマハ発動機（株） 約5年	電動アシスト自転車で5cm程度の段差を乗り越えたところ、自転車が走り出したために駐車中の車に衝突し、転倒して肋骨を骨折した。 (軽傷)	コントローラーの電子基板上に装着される電流センサーのはんだ量不足のため、亀裂が生じ、一時的に導通不良が発生し、モーター電流制御に異常が生じ、ペダルを踏むのを止めても、モーターの駆動が数秒続いたため、転倒したものと推定される。 (A2)	2007（平成19）年5月15日付けホームページ、及び5月16日付け新聞で社告を行い、無償で部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2009/01/20)
2008-5231 2008/12/06 (事故発生地) 兵庫県	自転車（電動アシスト車） 約3年1か月	自転車で下り坂を走行中、ハンドルがロックされて転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	サークル錠に浸入した砂が摺動部にかみこみ、ハンドルロックの解除が完全にされなかったことが考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2009/03/12)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4898 2008/02/20 (事故発生地) 京都府	自転車（電動アシスト車） 約4年7か月	電動アシスト自転車で走行中、段差を降りたときにフレームが折損したため転倒し、軽傷を負った。 (軽傷)	使用中にフレーム溶接部付近に微少な亀裂が発生し、使用を続けていくうちに亀裂が徐々に進展し最後に破断したものと推定されるが、使用状況等が不明であり、亀裂が発生した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2009/02/16)
2009-0791 2009/05/00 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） 約2年6か月	電動自転車で行中、ブレーキワイヤが切れ、他の自転車と接触して打撲を負った。 (軽傷)	事故品のワイヤ素線の表面に固定のために2度締め付けを行った形跡がみられたことから、最初の締め付け時に圧痕が生じてほつれたため、その箇所を再度過大な締め付けトルクでワイヤを固定したことにより、最初に数本が切れ、ブレーキ操作により徐々に亀裂が進行し、ワイヤが切れたものと推定される。 なお、事故品のワイヤの引張強度を測定した結果、JIS基準値を満たしていた。 (D2)	製造業者等の協力が得られず、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2009/06/17)
2009-1152 2009/04/27 (事故発生地) 大阪府	自転車（電動アシスト車） PAS PZ26 X231-0015868 ヤマハ発動機（株） 約4年2か月	電動アシスト自転車で走行中、フレームが折れて転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	事故品はフレーム（U型）中央部のドライブユニット取り付けブラケットの溶接端部からフレームパイプが破断しており、破面解析及び溶接ビード部の外観を調査した結果、溶接ビードの接続部分に異常な盛り上がりが存在しており、その段差を起点に疲労破壊が進行し、フレームの破断に至ったものと推定される。 (A2)	既販品については、今後の事故発生状況を注視することとした。 なお、2007（平成19）年12月製造分より、溶接のパラツキの影響を低減するため、フレームのパイプの板厚を2.2mmから2.6mmに変更し、また、2008（平成20）年6月より溶接作業手順書及びビード外観基準を明確にした作業標準書の作成と作業教育を行い、品質の安定化を図った。	製造事業者 (受付:2009/07/23)
2009-0215 2009/04/00 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） 約4年	電動アシスト車で走行中、後輪が振動して異常音がするので確認したところ、後輪が歪んでハブの内部が壊れていた。 (製品破損)	事故品は後輪の左玉押し部に摩耗がみられ、当該部分のハブロックナットが緩んでいたことから、組み立て時に適正なトルクで締め付けられていなかった、あるいは、事故以前行った後輪タイヤの交換時に十分な締め付けがされていなかったためにナットが緩んで、がたつきや異音が生じたものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、ハブロックナット締め付け時に、トルクレンチにより規定トルクで締め付けを行うよう管理を徹底することとした。	消費者センター (受付:2009/04/16)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1506 2006/07/27 (事故発生地) 大阪府	自転車（電動アシスト車） 約1年8か月	電動アシスト自転車で走行中に、フレームが折れて転倒し、折れた部分が足に刺さって左下腿打撲、挫創および左前腕打撲を負った。 (重傷)	衝撃荷重が加わったためにメインパイプのブラケット溶接部付近に微少な亀裂が生じ、その後の使用によって亀裂が進行して破断に至ったものと推定されるが、衝撃荷重による亀裂の方向と使用時の繰返し荷重による亀裂の進展方向が異なることから、通常の使用状態では生じない衝撃が加わったものと推定される。しかし、衝撃が加わった原因、時期、箇所が不明であるため、事故原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/10/03)	国の行政機関
2008-4224 2008/12/14 (事故発生地) 広島県	自転車（電動アシスト車） 約23日	電動自転車で下り坂を走行中、急にハンドルが左右にぶれてコントロールできなくなり、転倒して打撲を負った。 (軽傷)	走行安定性に影響を及ぼすおそれがある車輪の振れ、各部の締め付けトルク並びに実走行による走行安定性を確認したが、不具合はなく、事故内容が再現されないため、原因を特定することができなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2009/01/08)	消費者センター
2009-1247 2009/05/15 (事故発生地) 兵庫県	自転車（電動アシスト車） 約1年3か月	自転車用幼児座席に幼児を乗せ、電動アシスト自転車を発進させたところ、リアキャリアに取り付けられた幼児座席がリアキャリアごと後ろに倒れた。 (製品破損)	当該車のキャリアの最大積載量は10kgであるが、販売業者はそれを上回る適用体重を有する幼児座席を取り付けたことから、幼児座席を使用する度に過大な荷重がキャリアに加わったため、固定ボルトが脱落し、事故に至ったものと推定される。 なお、自転車の取扱説明書には「積載条件（キャリアは最大積載質量 10kg）を守ること、自転車の故障やバランスを崩し転倒によるけがのおそれがある」旨を注意表記されている。 (D1)	販売業者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、次期商品より、キャリア本体または自転車の他の箇所に「幼児座席の取付け可否」及び「積載重量」について表示の改善を検討することとした。 (受付:2009/08/04)	消費者センター
2007-6734 2008/02/10 (事故発生地) 大阪府	自転車（電動式） 約3か月	走行中の電動自転車の後輪が外れて転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	輸入事業者は記録を保有しておらず、事故品が既に廃棄されているため、調査できなかった。 (G2)	事故品が廃棄されていることから、調査不能であるため、措置はとれなかった。 (受付:2008/03/04)	消費者センター

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-5430 2009/03/12 (事故発生地) 福岡県	車いす 約6か月	車いすに乗車中、前に落ちた杖を拾おうとしてフットサポートに右足を置いたまま立ち上がろうとしたところ、フットサポートが外れて前のめりに転倒し、両手両膝を強く打ち、擦過傷を負った。 (軽傷)	販売時にフットサポートを取り付けた際に締め付けが不足していたため、使用を繰り返すうちにネジが緩み、フットサポートが脱落したものと推定される。 (D1)	当該販売業者にフットサポートの取り付け方法について注意を促した。	消費者センター (受付:2009/03/31)
2009-0766 2009/04/28 (事故発生地) 和歌山県	車いす(入浴用) 約2か月	入浴用車いすを使用中に座面を回転させたところ、足のかかとが後輪とフレームの間に挟まり、軽傷を負った。 (軽傷)	介助者が、利用者の足がステップ後方に大きくはみ出していることを確認せず、座面を回転させたことで足のかかとが後輪と接触したものと推定される。 なお、取扱説明書には座面回転時の注意事項を記載している。 (E2)	介助者の不注意とみられる事故であるが、更に、座面回転時の注意に関するチラシを添付することとした。	消費者 (受付:2009/06/15)
2009-1464 2009/08/21 (事故発生地) 広島県	台車(アルミ製) 約3か月	台車のタイヤに空気を入れたところ、タイヤのチューブと樹脂製のホイールが破損した。 (製品破損)	事故品のホイール(ポリプロピレン製)はリム部分が破損しており、チューブはリムと接触する位置で裂けていた。再現試験の結果、適正空気圧を超えて注入を継続した場合、およそ590kPaでホイールのリムが破損し(普通乗用自動車のタイヤ空気圧は、通常196~294kPa)、当該箇所からチューブが膨れ出て破裂したことから、誤って空気を過注入したために、リム及びチューブが破損したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書に、タイヤへの空気注入の際、過注入に注意する旨を追記することとした。	消費者センター (受付:2009/08/31)
2008-4324 2009/01/03 (事故発生地) 不明	電動車いす 約1年6か月	電動車いすで走行中、片側にハンドルを取られるので、確認したところ左側前輪が脱落していた。 (製品破損)	過去に修理した際、キャスター軸の締め方が不十分であったため、使用中に段差などにぶつけたことよりキャスターの一部が破損してガタつきが生じ、そのガタつきの振動でナットが徐々に緩んで脱落したものと推定される。 (D2)	修理、点検方法について、販売店等への指導、教育の徹底を図ることとした。	製造事業者 (受付:2009/01/13)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-0352 2009/04/24 (事故発生地) 香川県	電動車いす 不明	電動車いすに乗って踏切を渡っていたところ、前輪がレールの溝部分に入り込んで操縦できなくなり、電車と衝突した。 (製品破損)	事故品はハンドルを握りながらアクセルレバーを押し下げて走行するようになっているため、溝に入り込むという突発的な事態を生じた使用者が、驚いてアクセルレバーを握り込んだために緊急停止機能が働き走行不能になったか、溝走行の振動等がモーターに何らかの影響を与え停止したこと等が考えられるが、事故原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製品評価技術基盤機構 (受付:2009/04/30)
2009-2152 2009/10/13 (事故発生地) 群馬県	電動車いす 約3年8か月	電動車いすから降りようとしたところ、車両が前進したため転倒し、左人差し指を骨折するなどした。 (軽傷)	車両外観に傷は無く、また、ブレーキ・クラッチの動作も含め、各部動作も正常で事故に繋がる痕跡は認められず、家族から聴取の結果より、運転者が運転操作ミスをしたものと考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2009/11/02)
2009-2153 2009/10/13 (事故発生地) 静岡県	電動車いす 約7年7か月	電動車いすで下り坂を走行中、ブレーキが掛からなくなったため石垣に衝突して転倒し、頭を4針縫うなどの怪我を負った。 (軽傷)	当該車両については事故に繋がる痕跡が認められなかったことから、事故原因は、運転操作を誤ったか、クラッチを外した状態で降坂し、手動ブレーキ操作及びハンドル操作を誤った事故と推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (E2)	製造事業者 (受付:2009/11/02)
2009-1905 2009/09/23 (事故発生地) 愛知県	電動車いす（ハンドル型、四輪） 約10か月	駐車中の電動車いすのバッテリーカバー付近から出火した。 (製品破損)	レンタル業者がバッテリー交換する際に、バッテリー端子にバッテリーケーブルを取り付けているボルトが締め付け不足であったため、接触不良が生じ、異常発熱して、発火に至ったものと推定される。 (D2)	レンタル事業者による整備不良に起因する事故であり、製品の不具合に起因する事故ではないため、措置はとらなかった。 (D2)	製造事業者 (受付:2009/10/09)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2009-2420 2009/07/07 (事故発生地) 福島県	電動車いす（ハンドル形） ML100 UDAA 本田技研工業（株） 約3年8か月	電動車いすです緩やかな下り坂を走行中、停止しようとして走行レバーから手を離したが停止せず、路肩に乗り上げて停止させた。 (被害なし)	コントロールパネル内部部品の隙間に余裕がないため、高温多湿の環境で部品が膨張した際に干渉したために走行レバーを離してもレバーが戻りきらず、電動車いすが停止しなかったものと推定される。 (A1)	当該製品の使用者にダイレクトメール又は電話により、無償修理をする旨通知するとともに、2009（平成21）年11月26日付でホームページ掲載及び社告を実施した。	製造事業者 (受付:2009/11/26)
2009-1810 2009/09/06 (事故発生地) 広島県	電動車いす（ハンドル形） 約1年5か月	電動車いすです下り坂を走行中、減速できずにカーブで転倒し、擦り傷を負った。 (軽傷)	下り坂（部分的に勾配10度以上あり）運転時に速度調節ダイヤルを低速（1～2km/h）に合わせなかったためスピードが出過ぎ、急ハンドル操作を行ったことにより転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には「下り坂は必ず前進で、速度調節ダイヤルを「低速」に合わせ、慎重に走行して下さい。」旨が記載されている。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2009/10/05)
2008-3493 2008/07/22 (事故発生地) 兵庫県	電動車いす（ハンドル形） 約2か月	当該製品で走行中に溜め池に転落した。転落時に軽い打撲・擦り傷を受け病院に入院したが、後日、肺炎を発症し死亡した。 (軽傷)	被害者が、Uターン時に曲がりきれず、スイッチを後退に切り替えたつもりだったが前進させてしまい池に落ちたと証言していることから、被害者の運転ミスによる事故と推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/11/17)
2008-4812 2009/01/28 (事故発生地) 大分県	電動車いす（ハンドル形、三輪） 不明	走行中の電動車いすから発煙し、バッテリーに接続している配線が焼損した。 (製品破損)	被害者がバッテリーに補水した際、上限線を越えて注液口付近まで入れたため、充電時に発生したガスによる内圧の上昇で、注液口キャップの通気穴から電解液が噴出し、バッテリーに接続している配線を伝わってコネクタ内に浸入し、コネクタ内の端子間が絶縁不良となって短絡し、焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には『補水の際上限線を越えない。バッテリー液が付着し損傷するおそれがある。』旨記載されている。 (E2)	バッテリーのメンテナンスに関するパンフレットを、販売店を通じてユーザーに配布し、注意喚起を行うこととした。	製造事業者 (受付:2009/02/10)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3052 2008/07/14 (事故発生地) 東京都	電動車いす（自操用、 ハンドル型、三輪） AK01E-PW トヨタ車体（株） 約11年7か月	電動車いすで緩やかな登り坂を走行中、急に車いすが後退したため被害者が車いすから転落し、腕に擦り傷を負った。 (軽傷)	クラッチレバーが本体後下部にあるため、走行中、路面上の障害物がクラッチレバーに触れて、駆動用モーター部との連結が途切れ、駆動力を失い車いすが後退した可能性が考えられるが、路面状態の詳細が不明のため、原因の特定はできなかった。 なお、当該機は、無償点検修理の社告対象品であったが、未実施品であった。	1998（平成10）年12月、2008（平成20）年10月30日付けで社告を行い製品の無償修理点検を行い、レバーを保護するためアンダーカバーを設置する改善を行っている。なお当該製品は、既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2008/10/14)
2008-1256 2008/05/00 (事故発生地) 不明	電動車いす（自操用、 ハンドル型、四輪） 不明	電動車いすで走行中、右前輪が脱落した。 (製品破損)	走行中に硬い突起物が右前輪を支えるボールジョイントのブーツ部分に当たって破れ、内部に砂等が入ってボールジョイントを摩耗させ、最終的にボールジョイントが外れて右前輪が脱落したものと考えられるが、使用状況の詳細が不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、取扱説明書では悪路走行は避けるように注意喚起している。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2008/06/25)
2008-4580 2009/01/18 (事故発生地) 栃木県	発煙筒 不明	ねずみを駆除するために発煙筒を使用したところ出火し、プレハブ物置と木造物置の一部約17平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が、車載用の発煙筒2本に火をつけ、木造物置のスノコ状の床に放置したため、発煙筒の火が周辺の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2009/01/27)
2009-0398 2009/03/00 (事故発生地) 福岡県	歩行補助車 約1年3か月	歩行補助車の後フレーム間の横パイプが折れた。 (製品破損)	後フレーム間の横パイプ溶接部付近が折損していたが、破断面は摩耗していて破損の起点は不明であり、使用状況も不明であるため、原因の特定はできなかった。 なお、溶接部の溶接は適切に行われていた。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2009/05/11)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3985 2008/12/05 (事故発生地) 京都府	歩行補助車 シェールマンⅡ (株)睦三 約4か月	使用中の歩行補助車の前輪キャスト一部分が折れたため、バランスを崩し、体を支えようとして左指を突き指し、転倒して擦り傷を負った。	製造時に前輪キャスト支持パイプ内に補強管を入れ忘れたため、破損した支持パイプ部において、曲げ応力による金属疲労のためひび割れが生じ、折損したものと推定される。	既販品については、顧客リストをもとに連絡をとり、製品の回収及び製品交換を実施している。後継機種については、製造工程の見直し及び商品・部材の管理の徹底を行う。	輸入事業者 (受付:2008/12/18)
2008-4590 2009/01/16 (事故発生地) 愛知県	歩行補助車 シルバーカー サンフィール(ウォーキング) 安寿532352 アロン化成(株) 約1か月	使用中の歩行補助車のキャスト(右前輪)が脱落してバランスを崩し、転倒して右腕、右側頭部に打撲を負った。	当該製品のキャストは、ポリアミド樹脂(ナイロン6)製部品で本体フレームに保持されているが、当該樹脂部品の成形材料に異種素材が混入していたことから強度が低下し、使用時に破損したためにキャストが脱落したものと推定される。	2009年(平成21年)1月29日付けホームページでの告知に加え、販売店等でのポスター表示及びチラシ配布によって、製品の回収を行っている。また、成形材料の仕入先を変更するとともに、原料検査、工程内検査及び納品検査体制を改善して品質管理の強化・徹底を図った。さらに、キャストの下部から製品本体フレーム内部へと金具を通した上、ステンレス製支持板でキャスト下部を支える構造に設計を変更した。	製造事業者 (受付:2009/01/27)
2008-4822 2008/11/17 (事故発生地) 岩手県	歩行補助車 シルバーカー サンフィールS(ショッピング) 安寿532362 アロン化成(株) 不明	歩行補助車のキャスト一部を保持している樹脂部品が破損し、キャストが脱落した。	当該製品のキャストは、ポリアミド樹脂(ナイロン6)製部品で本体フレームに保持されているが、当該樹脂部品の成形材料に異種素材が混入していたことから強度が低下し、使用時に破損したためにキャストが脱落したものと推定される。	2009年(平成21年)1月29日付けホームページでの告知に加え、販売店等でのポスター表示及びチラシ配布によって、製品の回収を行っている。また、成形材料の仕入先を変更するとともに、原料検査、工程内検査及び納品検査体制を改善して品質管理の強化・徹底を図った。さらに、キャストの下部から製品本体フレーム内部へと金具を通した上、ステンレス製支持板でキャスト下部を支える構造に設計を変更した。	製造事業者 (受付:2009/02/10)
2008-4823 2008/12/25 (事故発生地) 不明	歩行補助車 シルバーカー サンフィール(ショッピング) 安寿532342 アロン化成(株) 不明	歩行補助車のキャスト(左前輪)を保持している樹脂部品が破損し、キャストが脱落した。	当該製品のキャストは、ポリアミド樹脂(ナイロン6)製部品で本体フレームに保持されているが、当該樹脂部品の成形材料に異種素材が混入していたことから強度が低下し、使用時に破損したためにキャストが脱落したものと推定される。	2009年(平成21年)1月29日付けホームページでの告知に加え、販売店等でのポスター表示及びチラシ配布によって、製品の回収を行っている。また、成形材料の仕入先を変更するとともに、原料検査、工程内検査及び納品検査体制を改善して品質管理の強化・徹底を図った。さらに、キャストの下部から製品本体フレーム内部へと金具を通した上、ステンレス製支持板でキャスト下部を支える構造に設計を変更した。	製造事業者 (受付:2009/02/10)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-4824 2008/12/26 (事故発生地) 不明	歩行補助車 シルバーカー サンフィール (ショッピング) 安寿 532342 アロン化成 (株) 不明	歩行補助車のキャスターを保持している樹脂部品が破損し、キャスターが脱落した。 (製品破損)	当該製品のキャスターは、ポリアミド樹脂(ナイロン6)製部品で本体フレームに保持されているが、当該樹脂部品の成形材料に異種素材が混入していたことから強度が低下し、使用時に破損したためにキャスターが脱落したものと推定される。 (A3)	2009年(平成21年)1月29日付けホームページでの告知に加え、販売店等でのポスター表示及びチラシ配布によって、製品の回収を行っている。また、成形材料の仕入先を変更するとともに、原料検査、工程内検査及び納品検査体制を改善して品質管理の強化・徹底を図った。さらに、キャスターの下部から製品本体フレーム内部へと金具を通した上、ステンレス製支持板でキャスター下部を支える構造に設計を変更した。	製造事業者 (受付:2009/02/10)
2008-4825 2009/01/08 (事故発生地) 不明	歩行補助車 シルバーカー サンフィール (ウォーキング) 安寿 532352 アロン化成 (株) 約7日	歩行補助車のキャスターを保持している樹脂部品が破損し、キャスターが脱落した。 (製品破損)	当該製品のキャスターは、ポリアミド樹脂(ナイロン6)製部品で本体フレームに保持されているが、当該樹脂部品の成形材料に異種素材が混入していたことから強度が低下し、使用時に破損したためにキャスターが脱落したものと推定される。 (A3)	2009年(平成21年)1月29日付けホームページでの告知に加え、販売店等でのポスター表示及びチラシ配布によって、製品の回収を行っている。また、成形材料の仕入先を変更するとともに、原料検査、工程内検査及び納品検査体制を改善して品質管理の強化・徹底を図った。さらに、キャスターの下部から製品本体フレーム内部へと金具を通した上、ステンレス製支持板でキャスター下部を支える構造に設計を変更した。	製造事業者 (受付:2009/02/10)
2008-4826 2009/01/19 (事故発生地) 不明	歩行補助車 シルバーカー サンフィール (ウォーキング) 安寿 532352 アロン化成 (株) 不明	歩行補助車のキャスターを保持している樹脂部品が破損し、キャスターが脱落した。 (製品破損)	当該製品のキャスターは、ポリアミド樹脂(ナイロン6)製部品で本体フレームに保持されているが、当該樹脂部品の成形材料に異種素材が混入していたことから強度が低下し、使用時に破損したためにキャスターが脱落したものと推定される。 (A3)	2009年(平成21年)1月29日付けホームページでの告知に加え、販売店等でのポスター表示及びチラシ配布によって、製品の回収を行っている。また、成形材料の仕入先を変更するとともに、原料検査、工程内検査及び納品検査体制を改善して品質管理の強化・徹底を図った。さらに、キャスターの下部から製品本体フレーム内部へと金具を通した上、ステンレス製支持板でキャスター下部を支える構造に設計を変更した。	製造事業者 (受付:2009/02/10)
2008-1709 2008/07/17 (事故発生地) 大阪府	歩行補助車 ヘルスパック・ライトミニ 象印ベビー (株) 約7か月	歩行補助車を開き、ロックをかけて使用しようとしたところ、突然折り畳まれて前方へ転倒し、軽傷を負った。 (軽傷)	当該品の折り畳み機構部は二重ロック構造であるが、組立時に1次(主)ロックが不完全でも、ロックレバーの素材が柔らかいことから2次(補助)ロックをかけることができるため、被害者がロックがかかったと錯誤した状態で使用し、ハンドルを手で押し込んだり、体重をかけた結果、事故品が突然折り畳まれ、バランスを失い転倒し、事故に至ったものと推定される。 (B1)	2010(平成22)年4月1日付けホームページで告知し、「ロック及び二重ロックを必ず掛ける」旨の注意喚起を行っている。 なお、2008(平成20)年6月18日から、ロック部と袋部に「ロック及び二重ロックを必ず掛ける」旨の注意表記を縫い付けるとともに、7月5日生産分から、ロックの形状及び素材を変更している。	輸入事業者 (受付:2008/08/04)